

全日本学生バドミントン連盟 規約改正 新旧対照表

(令和4年2月19日)

改正趣旨：

会長からの指示により、全日本学生バドミントン連盟における学連運営機能の強化と主催する各種事業の効率的かつ有機的な運営の向上を図る必要があるため。

旧
第4章 役員の選出及び任務 第11条 本連盟には、次の役員を置く。 7. 監事 2名 第5章 会議 第25条 代議員総会は、会長・副会長・委員長・副委員長・会計・常任委員・監事・代議員を以って構成し、次の事項を審議し決定する。 第29条 常任委員会は、会長・副会長・委員長・副委員長・会計・常任委員・監事を以って構成し、本連盟の常務を掌握して事業運営の任にあたる。 第7章 運営本部及び諮問委員会 第32条 本連盟の事業を円滑に行うため、常任委員会の議を経て運営本部を設けることができる。運営本部の組織に関する事項については、別途定める。

新

第4章 役員の選出及び任務

第11条 本連盟には、次の役員を置く。

7. 監事 3名

第5章 会議

第25条 代議員総会は、会長・**運営本部委員【PM】**・副会長・委員長・副委員長・会計・常任委員・監事・代議員を以って構成し、次の事項を審議し決定する。

第29条 常任委員会は、会長・**運営本部委員【PM】**・副会長・委員長・副委員長・会計・常任委員・監事を以って構成し、本連盟の常務を掌握して事業運営の任にあたる。

第7章 運営本部及び諮問委員会

第32条 本連盟の事業を円滑に行うため、常任委員会の議を経て運営本部を設けることができる。運営本部の組織に関する事項については、別途定める（別表）。